

## 基本契約書(案)(新旧対照表)

ページ	現行(令和7年7月7日)	改訂(令和7年9月22日)	備考
前文	<p>【本基本契約の対象となる事業の表示】</p> <p>1 事業名 長崎市・長与町新浄水場共同整備事業</p> <p>(2) 発注者並びに、[●、●……及び●](以下、個別に又は総称して「運転維持管理グループ構成企業」という。)との間で締結される運転維持管理業務委託契約(以下「運転維持管理業務委託契約」といい、運転維持管理グループ構成企業の出資により本事業に係る株式会社である特定目的会社(以下「運営事業者」という。)が設立された場合は、発注者と運営事業者との間で締結される運転維持管理業務委託契約を含む。)</p> <p>本基本契約及び上の各号に掲げる契約は、不可分一体なものとして、本事業における事業契約を構成する(以下総称して又は個別に「事業契約」という。)</p>	<p>【本基本契約の対象となる事業の表示】</p> <p>1 事業名 長崎市・長与町新浄水場共同整備事業</p> <p>(2) 発注者並びに、[●、●……及び●](以下、個別に又は総称して「運転維持管理グループ構成企業」という。)との間で締結される運転維持管理業務委託契約(以下「運転維持管理業務委託契約」といい、運転維持管理グループ構成企業の出資により本事業に係る株式会社である特定目的会社(以下「運営事業者」という。)が設立された場合は、発注者と運営事業者との間で締結される運転維持管理業務委託契約を含む。)</p> <p><u>本事業における事業契約は、本基本契約及び上の各号に掲げる契約により構成される(以下総称して又は個別に「事業契約」という。)</u></p>	文言の修正